

## 令和4年9月定例会

令和4年9月5日（月曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

#### 出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事 係 長

嶋田 愛 主 査

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副 町 長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監 査 委 員

後藤 浩 防災・危機管理監兼  
総務課 長

真木秀章 総 務 課 主 幹

牧野隆博 政策推進監兼  
企画財政課 長

佐藤晃一 まちづくり推進課 長

鈴木淳子 まちづくり推進課 主 幹

今部憲治 税 務 町 民 課 長

矢作 勲 健 康 福 祉 課 長

宇野 勝 農 林 振 興 課 長 併  
農業委員会事務局 長

松田浩一 商工観光課ほか発信・ブランド推進室長  
兼地域産業振興係 長

須藤俊一 都 市 整 備 課 長

岸 康 彦 上 下 水 道 課 長

田川美和子 会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長

秋場弘昭 学 校 教 育 課 長

日下部敦子 生 涯 学 習 課 長

## ◎ 議 事 日 程

令和4年9月5日（月） 午前9時開会、開議

### 議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 西村山広域行政事務組合議会報告
  - (3) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会報告
  - (4) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会報告
  - (5) 町長報告

### 日程第4 議案の上程

- 議第44号 令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第45号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第46号 令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第47号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第48号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第49号 令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第50号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第51号 令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- 議第52号 令和4年度河北町一般会計第5回補正予算について
- 議第53号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 議第54号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
- 議第55号 令和4年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 議第56号 河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第57号 河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第58号 河北町役場新庁舎外構工事（第2工区）請負契約の締結について
- 議第59号 除雪機の取得の一部変更について
- 議第60号 除雪機の取得の一部変更について
- 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議第62号 河北町教育委員会委員の任命について
- 議第63号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第64号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第65号 河北町農業委員会委員の任命について

- 議第66号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第67号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第68号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第69号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第70号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第71号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第72号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第73号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第74号 河北町農業委員会委員の任命について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議案の審議、採決

- 議第58号 河北町役場新庁舎外構工事（第2工区）請負契約の締結について
- 議第59号 除雪機の取得の一部変更について
- 議第60号 除雪機の取得の一部変更について
- 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議第62号 河北町教育委員会委員の任命について
- 議第63号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第64号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第65号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第66号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第67号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第68号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第69号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第70号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第71号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第72号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第73号 河北町農業委員会委員の任命について
- 議第74号 河北町農業委員会委員の任命について

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

- 議第75号 旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

- 議第75号 旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更について

散 会

◎ **本日の会議に付した事件**

議事日程第1号のとおり

◎ **開 議**

午前9時

○**漆山光春議長** 本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和4年9月河北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、軽部商工観光課長が欠席しておりますので、本会期中、松田かほく発信・ブランド推進室長兼地域産業振興係長の出席を認めております。ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○**漆山光春議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

7番 阿部 恭平 議員

11番 石垣 光洋 議員

の両名を指名します。

○**漆山光春議長** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る8月29日に、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、お手元に配付しております会期日程のとおり決定しております。本定例会の会期は、議会運営委員会決定のとおり、本日から9月15日までの11日間と決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間と決定しました。

令和4年9月河北町議会定例会会期日程 (議運決定)

月 日	本 会 議	委 員 会	摘 要
9月5日 (月)	午前9時開会、開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸報告 (1) 議長報告 (2) 組合議会報告 (3) 町長報告 4 議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案の審議、採決 散 会		議 案 件 数 決算 8件 予算 4件 条例 2件 その他17件 計 31件
9月6日 (火)	休 会		議 案 調 査

9月7日 (水)	休 会		議案調査
9月8日 (木)	午前9時開議 1 一般質問  散 会		
9月9日 (金)	午前9時開議 1 一般質問  散 会		
9月10日 (土)	休 会		
9月11日 (日)	休 会		
9月12日 (月)	午前9時開議 1 一般質問 2 議案の審議、採決 3 決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託  休 会	決算審査特別委員会 本会議休会後開会、開議 1 委員長の互選 2 会議録署名委員の指名 3 副委員長の互選 4 付託案件の審査、採決	
9月13日 (火)	休 会	決算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決	
9月14日 (水)	休 会	決算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決	
9月15日 (木)	休 会  決算審査特別委員会閉会後開議 1 議案の審議、採決 2 議員の派遣 3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長 の諮問に関する調査の許可  閉 会	決算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決  閉 会	

○漆山光春議長 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長から報告します。

- 1 7月分例月出納検査報告書
- 2 山形県町村議会議長会臨時総会議決事項

以上2件について、資料により報告します。

続いて、組合議会の報告を行います。

最初に、西村山広域行政事務組合議会の報告を求めます。

「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** 令和4年第1回西村山広域行政事務組合議会臨時会についてご報告申し上げます。

本臨時会は、令和4年6月28日午前10時30分から寒河江市議会議事堂で開催されました。

初めに、行政報告を申し上げます。

去る4月12日告示の西川町長選挙におきまして、菅野大志氏が当選されました。これにより、4月20日から西川町長に就任されたことに伴い、本組規約第9条第2項の規定により、町長就任と同時に組合理事に就任いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、提案されました議案1件の概要について申し上げます。

議第14号財産（消防ポンプ自動車）の取得について申し上げます。

本件につきましては、株式会社長谷川ポンプ製作所ほか3社を指名し、去る4月7日に入札を行った結果、株式会社長谷川ポンプ製作所が、消費税及び自動車重量税等を含み5,380万4,300円で落札いたしました。

本契約を締結するに当たり、西村山広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとしたものであります。

以上、提案されました1議案につきましては、原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げ、令和4年第1回西村山広域行政事務組合議会臨時会報告を終わらせていただきます。

**○漆山光春議長** 次に、東根市外二市一町共立衛生処理組合議会の報告を求めます。

「2番齋藤隆議員」

**○2番（齋藤隆議員）** 令和4年東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第2回定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、令和4年7月25日午後2時30

分より東根市議会議場で開催されました。

提案されました議案は7件で、その概要について申し上げます。

初めに、議第5号令和3年度東根市外二市一町共立衛生処理組合会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきましては、予算現額30億9,717万6,000円に対し、調定額31億4,201万2,207円、収入済額31億4,198万7,607円で、不納欠損額は7,500円、収入未済額は1万7,000円でありました。予算現額と収入済額との比較では4,481万1,607円の増となるものであります。

歳出につきましては、予算現額30億9,717万6,000円に対し、支出済額は30億5,087万4,728円で、4,630万1,272円の不用額となり、その執行率は98.5%であります。

このことから、歳入歳出差引残額9,111万2,879円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議第6号東根市外二市一町共立衛生処理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第7号東根市外二市一町共立衛生処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、人事院規則及び山形県人事委員会規則の一部改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議第8号東根市外二市一町共立衛生処理組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のために講ずる措置に係る人事院規則等の一部改正に準じ、所要の改正を行う

ものであります。

次に、議第9号ごみ焼却処理施設建屋改修工事（延命化第三期工事）請負契約の締結について申し上げます。

条件付一般競争入札により、升川建設株式会社、代表取締役社長升川修が落札し、1億6,478万円で契約するものであります。工期は令和5年12月20日までとしております。

次に、議第10号財産の取得について申し上げます。

取得する財産は油圧ショベル1台、取得相手方はコマツ山形株式会社山形支店、支店長木村陽一、取得価格は1,177万円であります。

次に、議第11号東根市外二市一町共立衛生処理組合監査委員の選任について申し上げます。

監査委員奥山富之氏は、令和4年8月12日をもって任期満了となることから、新たに細谷健一氏を監査委員に選任するものであります。

以上、提案されました7議案につきましては、いずれも原案のとおり認定、可決、同意されました。

以上で東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第2回定例会の報告を終わります。

**○漆山光春議長** 次に、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会の報告を求めます。

「8番松田収作議員」

**○8番（松田収作議員）** それでは私から、令和4年9月河北町ほか2市広域斎場事務組合議会定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、9月1日午後3時30分から河北町議会議場で開催されました。

提案されました議案は2議案で、その概要について申し上げます。

初めに、議第4号令和3年度河北町ほか2市広域斎場事務組合会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきましては、予算現額6,874万9,000円に対し、調定額、収入済額ともに6,951万8,730円で、予算現額との比較では76万9,730円の増となるものでございます。

歳出につきましては、予算現額6,874万9,000万円に対し、支出済額は6,221万749円で、653万8,250円の不用額となりました。

このことから、歳入歳出差引残額730万7,981円は翌年度へ繰越しするものといたします。

次に、議第5号令和4年度河北町ほか2市広域斎場事務組合会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,316万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出から申し上げます。

2款1項2目施設管理費に234万6,000円、4款1項1目の予備費に96万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

令和3年度の決算に伴い繰越金が確定したことにより、4款繰越金を増額するものでございます。

以上、提案されました2議案はいずれも原案のとおり認定、可決されましたことをご報告申し上げます、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会定例会の報告を終わります。

**○漆山光春議長** 以上で組合議会の報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

町長から本定例会において報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** おはようございます。

本日、令和4年9月河北町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多

忙のところお集まりいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして報告すべき事項がございますので申し上げます。

最初に、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について申し上げます。

去る令和4年6月10日、河北中央公園敷地内において発生した損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。

専決処分の内容につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、同条第2項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

令和3年度の河北町における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率は、お手元に配付のとおりでありますので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、令和4年度河北町教育委員会事務事業点検及び評価報告書（令和3年度分）について申し上げます。

令和3年度分の教育委員会事務事業点検及び評価の結果は、お手元に配付のとおりでありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

また、下工南防火水槽設置工事請負契約ほか15件の契約の締結につきましては、皆様のお手元に配付しております書面をもって報告とさせていただきます。

以上19件についてご報告申し上げます。

**○漆山光春議長** 以上で町長報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

**○漆山光春議長** 日程第4、議案の上程を行います。

議第44号 令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第45号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第46号 令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第47号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第48号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第49号 令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第50号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第51号 令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

議第52号 令和4年度河北町一般会計第5回補正予算について

議第53号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について

議第54号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について

議第55号 令和4年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算について

議第56号 河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公



- 費負担に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 議第57号 河北町職員の妊娠・出産・育  
児等と仕事の両立支援に伴う  
関係条例の整備に関する条例  
の設定について
- 議第58号 河北町役場新庁舎外構工事  
(第2工区)請負契約の締結  
について
- 議第59号 除雪機の取得の一部変更につ  
いて
- 議第60号 除雪機の取得の一部変更につ  
いて
- 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦  
について
- 議第62号 河北町教育委員会委員の任命  
について
- 議第63号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第64号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第65号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第66号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第67号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第68号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第69号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第70号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第71号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第72号 河北町農業委員会委員の任命  
について
- 議第73号 河北町農業委員会委員の任命

について

- 議第74号 河北町農業委員会委員の任命  
について

以上31議案を一括上程します。

**○漆山光春議長** 日程第5、提案理由の説明を行  
います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日ご提案申し上げております  
議案につきまして、提案理由の説明を申し上げ  
ます。

最初に、議第44号令和3年度河北町一般会  
計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度は、第8次河北町総合計画及び  
第2期河北町総合戦略の初年度として、理想  
とする町の将来像である「輝く人・町 夢と  
未来へ挑戦するまち」の実現に向けた各種施  
策を実施するとともに、前年度に開催した河  
北町総合戦略検討委員会における評価検証の  
結果も踏まえ、さらなる取組の強化を図って  
まいりました。

令和3年度の主な成果を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化  
する中で、感染収束の鍵となるワクチン接種  
について、町では集団接種を中心とした実施  
体制の構築に取り組み、10月末には12歳以上  
の方への2回目接種を完了させ、令和4年1  
月にはいち早く3回目接種を開始するなど、  
地元医師会や関係者のご協力、町民各位のご  
理解の下、希望者が円滑にワクチンを接種で  
きるよう努めたところであります。

また、感染拡大による町内経済への影響が  
見込まれたことから、国の新型コロナウイルス  
感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、  
社会福祉施設への感染予防用品等の購入支援  
やPCR検査費用補助などの感染防止対策、  
かほくはくはく応援券の発行や商工業者に対  
する持続化支援金、農家への米需要の減少に

対応する交付金などの支援を適時実施したところであります。

新庁舎の建設については、令和元年度から着手しておりました建築工事が9月末に完了し、12月18日に完成記念式典、1月4日に開庁式を挙行し業務を開始したところでありませす。新庁舎整備は、旧庁舎等の解体工事、南側外構工事の完成をもって、令和4年度中に完了する予定となっております。

ふるさとづくり寄附金については、7万981件、14億8,961万円余りのご寄附をいただくことができました。前年と比較して、約2億3,000万円の増加となっております。

投資的事業については、新庁舎建設に係る事業のほか、社会資本総合整備交付金を活用した町道の整備、国の交付金を活用した消防ポンプ車等消防設備の整備、谷地中部小学校食堂の非構造部材耐震化工事などを実施しました。

投資的事業以外については、移住・定住促進事業について、平成29年度から実施しているお試し移住体験事業では、3件延べ6名の利用がありました。また、町内に転入し、新築または中古住宅等を購入して居住する方への移住定住促進事業費補助金については、20件の交付を行いました。

地域おこし推進事業については、令和2年度に引き続き2名の地域おこし協力隊員が観光振興及びバナ活用による地域振興に取り組むとともに、4月から新たに2名の地域おこし協力隊が着任し、新規就農者への支援及び地域商社事業を通じた地域活性化の活動を行っております。

子育て支援事業としましては、新婚世帯に対する新居の取得費用や引っ越し費用など結婚新生活に対する支援のほか、出生・就学・進学といった節目に支援するかほく安心子育て応援事業、高校生までの医療費の無料化な

どを実施し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んだところでありませす。

高齢者福祉事業については、溝延地区に町内4か所目となる通所型サービスB事業を創設するため、旧溝延幼稚園の改修工事を行い、これにより各地区で高齢者の居場所づくりの活動が展開されているところでありませす。

予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症に関わるワクチン接種の体制整備に加えて、令和6年度までの措置として、風疹の抗体検査、予防接種を実施したところでありませす。

農業振興については、農業次世代人材投資資金として15名に補助を行い、就農研修生受入協議会では3名の研修生を受け入れたところでありませす。さらに、本町に転入され農業経営を開始する農業研修生及び就農者に対する家賃補助などを行い、サポート体制の充実に努めたところでありませす。

商工業振興については、町内で起業予定の2者に起業支援事業費補助金を交付するなど、町内での起業促進による地域経済の発展と雇用確保に取り組んだところでありませす。また、町商工会への委託事業として、大都市等でのニーズが見込まれる商品の開発・販路開拓など、マーケットインの視点に立った地域産業の活性化や令和3年度に設立した地域商社「かほくらし社」の人材育成・運営体制の強化に取り組んだところでありませす。

観光振興については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい環境ではありませましたが、東京にあるアンテナショップ「かほくらし」を中心に都市圏における物産市などの発信事業を実施し、町商工会と共に町のプロモーションを行い、関係人口の創出に取り組んだところでありませす。

学校教育については、ICTを活用した教

育を推進するため、児童生徒1人に1台のタブレット端末の整備、電子黒板等のICT機器の活用やICT支援員の配置など、誰一人取り残さない学校教育の実現に向けた環境整備に取り組んだところです。また、県立谷地高等学校が創立100周年を迎えたことから、100周年記念事業の開催に当たり、支援を行ったところでもあります。

このような取組を行った結果、歳入総額は134億6,847万3,024円、歳出総額は131億858万5,125円となり、歳入歳出差引額は3億5,988万7,899円となりました。そのうち繰越明許費繰越額962万800円は令和4年度へ繰り越すとともに、地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に2億3,000万円の積立てを行い、令和4年度に繰り越す額は1億2,026万7,099円となりました。

なお、各款ごとの執行内容の詳細につきましては、主要な施策の成果に関する説明書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上が令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第45号令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度の国民健康保険事業については、前年度と比較し、被保険者数は減少しましたが、療養給付の件数は増加し、費用額、保険者負担額、1人当たりの医療費についても、被保険者の高齢化により増加しました。保険税の現年度分の収納率は97.8%で、前年度を0.2ポイント上回りました。今後とも収納率の向上に努めてまいります。

歳出の主なもの、保険給付費が歳出総額の73.0%、県に納付する国保事業費納付金が23.1%を占めております。

その結果、歳入総額は20億3,967万9,088円、

歳出総額は19億7,794万2,379円となり、歳入歳出差引額は6,173万6,709円となりました。そのうち国民健康保険基金に2,500万円の積立てを行い、令和4年度に繰り越す額は3,673万6,709円となりました。

以上が令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第46号令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度は、令和2年7月の豪雨の影響によって農道の通行ができなため、山検分の実施はありませんでした。

歳入総額は令和3年度からの繰越金と財産運用収入72万9,596円、歳出総額は20万9,438円で、歳入歳出差引額は52万158円となり、全額、令和4年度に繰り越すものであります。

以上が令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第47号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

吉野地区農業集落排水事業は、平成9年6月2日に供用開始し、令和4年3月31日現在、世帯数121戸のうち113戸が供用しており、施設の適切な維持管理に努めたところです。

歳入総額は2,540万6,700円、歳出総額は2,540万6,351円で、歳入歳出差引額は349円となり、全額、令和4年度に繰り越すものであります。

以上が令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度の河北公共下水道事業は、最上川流域下水道村山処理区構成市町の一員として、住宅環境の改善や河川の水質保全などを

図るとともに、快適な町民生活が享受できるよう、施設の維持管理や事業認可区域の下水道排水施設の整備を推進しました。

その結果、令和3年度末の整備済面積は611.6ヘクタールとなり、認可区域面積749.5ヘクタールに対する整備率は81.6%で、4,928戸の世帯が処理可能となりました。

歳入総額は9億3,414万1,561円、歳出総額は9億3,414万952円で、歳入歳出差引額は609円となり、全額、令和4年度に繰り越すものであります。

以上が令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第49号令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

町の総人口は年々減少しておりますが、高齢化率は令和3年度末において37.9%と、前年度より0.7ポイント増えている状況にあります。このような中、介護保険給付費は約6,500万円、率にしまして前年度より2.8%減少いたしました。

保険料の収納額は、現年度分4億9,077万8,391円で、収納率は99.9%となっております。今後とも高い収納率の維持に努めてまいります。

令和3年度決算額の状況につきましては、歳入総額は24億5,749万335円、歳出総額は23億6,905万5,889円となり、歳入歳出差引額は8,843万4,446円となりました。そのうち介護給付費準備基金に2,039万7,003円の積立てを行い、令和4年度に繰り越す額は6,803万7,443円となりました。

以上が令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第50号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度の後期高齢者医療事業は、前年度と比較しますと、被保険者数はほぼ横ばいで、医療給付の件数は減少しておりますが、費用は増加しており、1人当たりの医療給付額は1.2%増加いたしました。

歳入総額は2億5,114万7,689円、歳出総額は2億4,813万1,169円で、歳入歳出差引額は301万6,520円となり、全額、令和4年度に繰り越すものであります。

以上が令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、議第51号令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について申し上げます。

令和3年度の河北町水道事業は、良質な水道水の安定供給と効率的な事業経営を目標として、施設の維持管理、漏水調査などの実施により経営基盤の安定化を図り、一層の水道水の安定供給のために耐震配水管への布設替えなどの事業を計画的に進めました。さらに、非常時に備え自己水源についても維持管理に努めました。

事業運営については、経費の節減と効率的な予算の執行を図ってきたところ、前年度に続き営業黒字になりました。

それでは、決算の概要について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入では、学校、保養施設等で需要は増えたものの、個人需要、工業等の需要が減少し、有収水量は前年度対比2.5%の減、給水収益においても1.8%の減となり、水道事業収益総額は5億1,677万274円となり、前年度対比0.05%の減となりました。

一方、支出では、営業費用は4億5,284万2,557円で、前年度対比1.4%の増となり、水道事業費用総額は4億7,908万5,370円で、前年度対比0.8%の増となりました。

この結果、消費税抜きである損益計算書において、当年度純利益として3,073万8,216円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は、工事負担金2,688万4,000円でありま

す。支出は、配給水管移設工事等を主とした建設改良費が1億59万2,883円、企業債償還金が5,532万2,892円となり、支出総額は1億5,591万5,775円となりました。

この結果、資本的収支では差引き1億2,903万1,775円の資金不足となります。これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

次に、剰余金処分については、当年度未処分利益剰余金の総額は8,606万1,108円となり、議会の議決による処分類として、そのうち1,573万8,216円を減債積立金に、1,500万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、5,532万2,892円を資本金に組み入れるものであります。

以上が令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算の概要であります。

次に、議第52号令和4年度河北町一般会計第5回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5,408万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億7,085万8,000円とするものであります。

主な内容について、歳出から増額補正を中心に順を追って申し上げます。

2款総務費の企画財政費では、今後の公共施設の維持補修に適切に対応するため、公共施設維持補修基金に積立てを行うものであります。

賦課徴収費では、来年4月から最寄りの郵便局で納税手続を可能とするため、納付書発

行に関わるシステム改修費の費用を追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード普及促進キャンペーンとして、町内のマイナンバーカード取得者を対象に商品券や地場産品が当たる抽せんを実施するための費用を追加するものであります。

3款民生費の社会福祉総務費では、昨今の原油価格・物価高騰の影響を受ける福祉施設への支援として、河北町福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を増額し、住民税非課税世帯等に対して10万円の臨時特別給付金を支給するための費用を追加するものであります。

児童福祉総務費では、放課後児童クラブの運営に係る委託料について、放課後児童支援員の処遇改善に要する費用を増額し、前年度の国庫補助金の確定に伴い返還金を追加するものであります。

4款衛生費の予防費では、前年度の国庫補助金等の確定に伴い、返還金を追加するものであります。

6款農林水産業費の農村環境改善施設費では、西里農村環境改善センター内の給水管の更新に要する費用を追加するものであります。

7款商工費の商工総務費では、物価高騰に対応し、ふるさと納税の返礼品送付のための資材購入費用等を増額するものであります。

商工業振興費では、花ノ木工業団地に立地した企業に対する企業立地促進補助金について、対象企業の固定資産税額が確定したことから増額するものであります。

観光施設費では、児童動物園の改修に当たり、来年度に解体を予定している剥製動物館及び公園内のトイレのアスベスト等含有調査に係る費用や施設の修繕に要する費用を増額するものであります。

8款土木費の道路維持費では、大雪等によ

り舗装修繕を要する箇所が増えていることから、修繕工事に要する費用を増額するとともに、のり面の復旧に要する費を追加するものであります。また、昨年度末に町所有のロータリー除雪車が故障したため、更新に係る費用を追加するものであります。

道路新設改良費では、所岡弥勒寺線の側溝改修費用について追加するとともに、事業費の精査により委託料を減額するものであります。

公園管理費では、樹木剪定など公園内の樹木管理に要する費用等を増額するとともに、ひなの広場への時計設置の費用を追加するものであります。

公共下水道費については、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するものであります。

住宅費では、河北町持家住宅促進事業費補助金について、当初の見込みを上回る応募状況となっていることから増額するとともに、令和5年度に予定している東団地町営住宅等の改修工事に係る設計委託について追加するものであります。

10款教育費のICT教育推進費では、デジタル教科書の活用等による今後の校内ネットワークへの負荷増大に備え、校内ネットワーク構成の再確認など、円滑な通信環境を確保するための調査に要する費用を追加するとともに、各学校のタブレット端末の障害への対応やアカウント管理を委託するための費用を追加するものであります。

小学校管理費では、谷地中部小学校のテント修繕などに要する費用を増額するものであります。

中学校管理費では、職員玄関のタイル修繕など施設の修繕に要する費用を増額するものであります。

体育施設費では、町民体育館の消防設備、

駐車場照明の修繕に要する費用を追加するものであります。

給食センター費では、原材料価格の高騰に対応して、給食物資調達業務委託料を増額するものであります。

12款公債費では、現在償還を行っている財政融資資金の借入利率の見直しなどに伴い、元金を増額し、利子を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款町税では、賦課の状況から個人町民税について増額するものであります。固定資産税では、町内企業の償却資産が見込みを上回ったこと等により増額するものであります。

10款地方特例交付金では、額の確定により減額するものであります。

11款地方交付税のうち普通交付税について、交付税が決定し確定いたしましたので増額するものであります。

15款国庫支出金及び16款県支出金では、事業の歳出額及び交付決定額に合わせて補正するものであります。

19款繰入金では、ふるさと応援基金からの繰入れを事業の歳出額に合わせて増額するものであります。

20款繰越金では、令和3年度決算額の確定により増額するものであります。

22款町債の土木債では、事業の歳出額に合わせて補正するものであります。臨時財政対策債では、普通交付税の算定に伴う額の確定により減額するものであります。

第2表地方債については、先ほど申し上げましたとおりであります。

以上が令和4年度河北町一般会計第5回補正予算の概要であります。

次に、議第53号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,633万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億3,931万8,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費は、未就学児均等割保険料負担金申請に対応するため、システム修正委託料について増額するものであります。

9款諸支出金は、令和3年度における保険給付費等交付金の精算処理に関わるもので、国保連合会から受領した交付金を県に支出するため、返還金を増額するものであります。

歳入について申し上げます。

4款県支出金は、このたびのシステム修正委託料の増額に伴い、保険給付費等交付金を増額するものであります。

6款繰入金は、歳入歳出差引額から、国民健康保険基金繰入金を減額するものであります。

7款繰越金は、令和3年度の決算額が確定しましたので、繰越金を増額するものであります。

以上が令和4年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第54号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費等の増額により、歳入歳出それぞれ333万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を9億3,953万3,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款公共下水道事業費の総務管理費では、工事設計関係研修への参加のため、旅費と負担金補助及び交付金を増額するものであります。

同じく管渠建設費では、人事異動に伴い人件費の増額を行うものであります。

3款公債費の利子では、確定に伴い長期借

入債利子を増額するものであります。

歳入について申し上げます。

人事異動に伴う人件費等の増額により、4款繰入金の一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第55号令和4年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,803万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,462万3,000円とするものであります。

それでは、その内容につきまして、歳出から申し上げます。

7款諸支出金は、介護給付費国庫負担金、介護給付費支払基金交付金及び地域支援事業費国庫交付金、地域支援事業費交付金、地域支援事業費支払基金交付金の精算として、返還金を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

9款繰越金は、令和3年度事業確定に伴う繰越分を補正するものであります。

以上が令和4年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第56号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、国の選挙における選挙運動の公費負担の単価が改められたことを踏まえ、町議会議員及び町長の選挙における公費負担の単価を改めるため、提案するものであります。

次に、議第57号河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第58号河北町役場新庁舎外構工事（第2工区）請負契約の締結について申し上げます。

去る7月29日、条件付一般競争入札を執行しましたところ、升川建設株式会社、代表取締役社長升川修が落札し、7,040万円で契約するものであります。工事内容は新庁舎南側の駐車場整備工事一式で、工期は令和5年3月31日までとしております。

次に、議第59号除雪機の取得の一部変更について申し上げます。

除雪機3トン級について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う半導体などの調達部品の世界的な供給不足によって、国内における製造に遅延が生じ、納入期限を変更する必要が生じたので、契約内容の一部を変更するものであります。

次に、議第60号除雪機の取得の一部変更について申し上げます。

除雪機4トン級について、同様に半導体などの調達部品の世界的な供給不足によって、国内における製造に遅延が生じ、納入期限を変更する必要が生じたので、契約内容の一部を変更するものであります。

次に、議第61号人権擁護委員の候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員安部弘子氏は、令和4年12月31日に任期満了となりますので、同人を適任と認め、再び推薦したいので提案するものであります。

次に、議第62号河北町教育委員会委員の任命について申し上げます。

河北町教育委員会委員児玉康子氏は、令和4年11月30日に任期満了となりますので、引

き続き同人を教育委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議第63号から議第74号河北町農業委員会委員の任命については、一括して申し上げます。

現在の河北町農業委員会委員は、令和4年11月30日に任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会委員候補者評価委員会から報告を受け、適任者と認められます12名をそれぞれ河北町農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会に提案しております31議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時08分

**○漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時11分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第6、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、議第58号河北町役場新庁舎外構工事(第2工区)請負契約の締結について、議第59号除雪機の取得の一部変更について、議第60号除雪機の取得の一部変更について、議第61号人権擁護委員の候補者の推薦について、議第62号河北町教育委員会委員の任命について、議第63号から議第74号まで河北町農業委員会委員の任命について、以上17議案を先議します。

○漆山光春議長 最初に、議第58号河北町役場新庁舎外構工事(第2工区)請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 おはようございます。

それでは、議第58号河北町役場新庁舎外構工事(第2工区)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

去る7月29日、2社による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、河北町谷地

甲1083番地、升川建設株式会社、代表取締役社長升川修が落札し、7,040万円で契約するものであります。

工期は令和5年3月31日までとしております。

工事内容につきましては、河北町役場新庁舎南側駐車場整備等として、アスファルト舗装3,830平方メートル、側溝新設244メートル、名看移設等を施工するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第58号河北町役場新庁舎外構工事(第2工区)請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第59号除雪機の取得の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 議第59号除雪機の取得の一部変更について申し上げます。

この除雪機3トン級は、各種機材調達により加工・組立てをし、製作するものでありますが、半導体などの部品は海外からの調達部品となっており、コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的なロックダウン、都市封鎖などの影響で、海上輸送や人員不足など複合的な

要因により供給不足による入荷遅れが生じております。その結果、国内における製作に遅延が生じ、除雪機の納入が遅れる見込みとなっております。

以上のことから、当初の納入期限令和5年1月31日を令和5年3月31日に契約内容の一部を変更するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番、10番の通告あり)

7番、10番。

それでは、「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 私から1点質疑させていただきます。

除雪機の取得についてであります。5月17日の臨時議会に提出されたときのまず出たものが1月31日までということだったんですけれども、今回2か月間延長されるということだったんですが、その5月17日提出までに除雪計画というのをもちろん立てられていたと思うんですけれども、この2か月の変更によって、何かその除雪計画、今年度の除雪に対しての影響は出るのかどうか、お聞きします。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今回の部分で除雪への影響となりますと、当初から見込んでおった部分としまして、今年度の稼働の予定地部分が見込めなくなっておりますので、あくまでも今回の期限、そもそも5月の契約時点でも分かっていたことですけれども、結果的に間違いなく今年度中は稼働は難しいと、来年度からの稼働にならざるを得ないという状況になってきているという部分が一番の影響でありますし、あとあわせて、それに伴った当初今年度からの見通しとしておった部分の当初

予算の中で、今シーズンは稼働は可能かという部分での当初の見込みであった予算計上がリースのほうに変えざるを得ないと、今年度分は。そうした部分の影響は若干出ているということで申し上げておきたいと思います。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 今年度中は本当は使う予定だったけれども、やっぱり国際状況によっては使えなくなったと。すみません、もう一度確認なんですけれども、リースで対応するようになったということなんです、そのできなかった分は。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 当初予算のほうを5月の契約時点では対応し切れていなかった部分について、今回の9月の予算の中でしっかりとその現状、工程をもう一度再精査した中で、9月の部分としてリースのほうに計上させていただいております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 分かりました。

○漆山光春議長 以上で7番阿部恭平議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 議第59号と議第60号も同じなでありますけれども、当初の契約でも除雪機を1月31日にしたということは、そもそもこういった影響を見込んでの契約だったと思うんですね。除雪機ですから、当初から使うには遅くとも12月の中頃には入荷してそこから使えるようにするというふうにするべきなのに、1月31日だったと。それがさらに2か月遅れの3月31日になるということは、年度中使えるものがもう一年ずれてしまうという点ではなかなか大きな変更なんではないかなと思います。

特にその影響が、今話あったように、除雪作業に大きな影響があるんじゃないかという

心配なんです、それは今の答弁では、この後の補正にリース料、費用を見込んであるのでそれで十分だと、十分問題なくやっていけるというそういう見通しを立てているのかどうか、確認しておきます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今年度稼働が難しくなりましたので、それに関わる経費については、今回の補正の中でしっかりと対応させてもらっています。引き続きこの部品調達の影響という部分が、まだもう解決したわけではありませんので、あくまでも来年度の稼働に向けてという部分の中で、引き続き状況を把握した中で、請負業者さんのほうと連携を図りながら進めていきたいと思っています。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 今のあれですと、場合によっては少し早く状況が好転すれば、少し早く入るかもしれないという意味合いなのか、さらに遅れるかもしれないという意味合いなのか、どういうニュアンスですか。ほとんどこの新しい3トン級と4トン級は使えないんじゃないかという見通しを立てているということですか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今回のこの除雪機の購入につきましては、国の国庫補助事業を活用した中で事業を進めておりまして、その辺の事務上、今のところ年度末の納期という部分の中で設定を定めさせてもらっていますので、引き続きその事務なども含め、あるいは納入状況についての変化なども生じましたらば、そういった懸念もまだないわけではないというようなことであります。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） もう一度確認します。今年度といいますか、これからの冬のシーズンの河北町の除雪は問題なくしっかりとやれ

る体制であるということをちょっと明言してほしいんですけども。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 この車両のみでなく全体の部分で説明させてもらいますと、今回、先ほど町長のほうから、ロータリーが故障したというようなことに伴って、ロータリーの部分が1台減といった中もございます。いろいろ状況的には変化があります。しかしながら、今これまで従事していただいた民間の協力業者さん、あるいは町の直営車両、全体の中で、こういった今回3トン級については、特に交差点に関わる視界不良、視界確認のための小さめの除雪機械でもございますけれども、そうした部分もしっかりと対応できるようにというようなことで昨年度から対応している委託事業の一つでありまして、継続して進めています。

そうした中で、今回の新しいシーズンの除雪体制にはしっかりと対応できることの条件をいろいろ考えながら、引き続き除雪を進めていくというようなことで、影響がないかといいますと、影響を極力少なくしながら頑張っていくというようなことでご理解いただきたいと思います。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

賛成多数であります。

よって、議第59号除雪機の取得の一部変更については原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** 次に、議第60号除雪機の取得の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 議第60号除雪機の取得の一部変更について申し上げます。

この除雪機4トン級は、各種機材調達により加工・組立てをし、製作するものであります。半導体などの部品は海外からの調達部品となっております。コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的なロックダウン、都市封鎖等の影響で、海上輸送や人員不足など複合的な要因がありまして供給不足による入荷遅れが生じております。その結果、国内における製作に遅延が生じ、除雪機の納入が遅れる見込みとなっております。

以上のことから、当初の納入期限の令和5年1月31日を令和5年3月31日に契約内容の一部を変更するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第60号除雪機の取得の一部変更については原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** 次に、議第61号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 議第61号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の安部弘子氏につきましては、令和2年1月から人権擁護委員を務めていただいております。令和4年12月31日に任期満了となりますが、同人を適任と認め、2期目として、引き続き3年間お願いするために推薦するものであります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。よろしく願いいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本議案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第61号人権擁護委員の候補者の推薦については原案のとおり同意することに決定しました。

**○漆山光春議長** 次に、議第62号河北町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「秋場学校教育課長」

**○秋場弘昭学校教育課長** 議第62号河北町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

河北町教育委員会委員児玉康子氏は、平成30年12月1日から務めており、令和4年11月30日に任期満了となりますが、引き続き河北町谷地中央四丁目9番地の3、児玉康子氏を

河北町教育委員会委員として任命いたしたく、提案するものであります。

なお、児玉康子氏の略歴につきましては別紙記載のとおりであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。なお、採決の方法は無記名投票をもって行いたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議案については質疑、討論を省略し、採決方法は無記名投票により行うことに決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員 議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は議長を除き12名であります。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

5番 吉田 芳美 議員

2番 齋藤 隆 議員

の両名を指名したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、立会人に5番吉田芳美議員、2番齋藤隆議員の両名を指名します。

投票用紙を配付させます。

(事務局員 投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする者は「賛成」と、否とする

者は「反対」と明記願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により否とみなします。

投票箱を改めさせます。

(事務局員 投票箱を改める)

異状ありませんか。

(「なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これから投票を行います。議席順に投票をお願いします。

(議席順に投票)

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これから開票を行います。5番吉田芳美議員、2番齋藤隆議員の開票立会いをお願いいたします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 12票であります。

よって、議第62号河北町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員 議場閉鎖を解く)

議長から申し上げます。

ここで10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

**○漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

**○漆山光春議長** 次に、議第63号河北町農業委員会委員の任命についてから議第74号河北町農

業委員会委員の任命についての12件を一括議題とします。

担当局長の説明を求めます。

「宇野農業委員会事務局長」

**○宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長** 議第63号から議第74号まで一括して申し上げます。

農業委員会委員は、令和4年11月30日に任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案するものであります。

議第63号は安部敏明氏、議第64号は岡崎学氏、議第65号は奥山ちか子氏、議第66号は奥山喜幸氏、議第67号は押野利浩氏、議第68号は木嶋啓治氏、議第69号は後藤慶治氏、議第70号は関紀子氏、議第71号は高橋清氏、議第72号は布川峯夫氏、議第73号は逸見三和子氏、議第74号は堀和彦氏であります。

なお、それぞれの略歴は別紙のとおりであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 担当局長の説明が終わりました。

お諮りします。議第63号から議第74号までの議案については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議第63号から議第74号までの議案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

最初に、議第63号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第63号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに

決定しました。

次に、議第64号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第64号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第65号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第65号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第66号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第66号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第67号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第67号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第68号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第68号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第69号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第69号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第70号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第70号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第71号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第71号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第72号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第72号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第73号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第73号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第74号河北町農業委員会委員の任命について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第74号河北町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

**○漆山光春議長** 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議第75号 旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更について

以上の議案を上程します。

**○漆山光春議長** 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日、追加でご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第75号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事において、コミュニティセンター内に新たにアスベストを含有する箇所が確認されたため、この処分に係る設計を変更して施工するものであります。

その結果、契約金額を477万5,100円増額し、3億1,937万5,100円に変更するものであります。

また、当初は令和4年12月28日までに工事

を完了する予定でありましたが、このたびの変更により、工期を令和5年1月31日まで延長するものであります。

追加提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

**○漆山光春議長** 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

**○漆山光春議長** 議第75号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤新庁舎建設課長」

**○後藤浩新庁舎建設課長** それでは、議第75号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

当該工事につきましては、升川建設株式会社、代表取締役升川修と工期を令和4年12月28日まで、契約金額を3億1,460万円として契約を締結し、令和4年3月3日に町議会の議決をいただいていたところであります。

今般、コミュニティセンター内に配管材の断熱材の一部にアスベストを使用したものがあることが判明し、その処分の費用が必要になり、設計の一部を変更して実施することから、契約金額を477万5,100円増額し、3億1,937万5,100円として施工いたしたく、また処理に要する期間やそれ以降の工程に調整が

必要なことから、当初工期を令和4年12月28日としておりますが、これを令和5年1月31日まで延長して施工いたしたく、請負契約を一部変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(4番の通告あり)

4番。

それでは、「4番佐藤修二議員」

**○4番(佐藤修二議員)** さきの全員協議会でも説明を受けたのである程度は分かるんですが、お尋ねしたいのは請負ということをどのように町で捉えているのか。業者が調査して自分たちで積算して、それに基づいて入札行為をして請け負ったわけですから、そこに町に瑕疵があったという場合だったら、それはこういうふうには設計変更なりなんなりということはあるんだけど、全協での話だと、業者がないだろうと思ったと、その程度でしょう。業者がちゃんと調査しなかっただけでしょ。業者が悪いのではないですか、これ。なのに、増えてまた追加しなければならないんですか。

請負というのは、自分たちで責任持たなければならないですよ。請負ということはこの金額でやりますという契約ですから、それを自分たちが積算間違った、よく調査しなかったからまた追加と、ちょっとおかしいのではないかなと、私はその感覚が、どうも請負という責任感というのが欠如しているのではないかなと思うんですが、その請負というものをどのように町として捉えていらっしゃるのかお尋ねします。

**○漆山光春議長** 「後藤新庁舎建設課長」

**○後藤浩新庁舎建設課長** このたびの解体工事のアスベスト調査につきましては、まず手順と



いたしまして、町で所有しておりますコミュニティセンターの当初の設計書等に基づきまして仕様書というふうなものを出して、それに基づいて委託業者のほうで調査しているということでもあります。その打合せの中で協議を重ねまして、実際の、具体的に申し上げますと、サンプルを取る場所というものを選定しているわけですが、当初私どもから委託業者のほうに示しているものにつきましては、今回結果的に抜けておりましたアスベストの使用箇所と思われる場所の提示はなかったところでございます。

でありますけれども、協議、施工を進めていく中で、配管部分にエルボ部分にアスベストが含まれているということが一部分わかりましたので、その後として、そのほかの場所にもあるということ想定して結果的には施工しなければならなかったということで、今回落ちてしまったということでもありますので、増額をお願い、工期の変更をお願いしているわけですが、当初のほうで私どもの設計書になかったというものがございまして、それに基づいた中で業者が当初請け負ったということから、町のほうの指示が十分ではなかったと。施工していく中で現場確認しながらやっていけば事業者のほうもそれに気づくといいますか、それにのっかってほかの部分もというようなことになろうかと思っておりますけれども、最初の仕様書におきましては、町のほうで指示がし切れなかったということが原因だと考えているところでございます。

**○漆山光春議長** 「4番佐藤修二議員」

**○4番（佐藤修二議員）** 町の担当はプロではありませんから、ただし入札に参加する業者はプロでありますから、建設とかいろんなところにこういうところはないのかとか、こういうところはどうかというそういうやり取りなんかもができるし、解体をいろいろ請

け負ったりしている業者の方に聞いたら、その当時の建物だったら配管工事にアスベスト使っているのは当然そういう疑いで見なければならぬし、そこはないだろうと思って見積りしたなんていう業者は甘いというふうな、そういうことをやっている人たちの話です。

もしかして、私が危惧するのは、そういう甘い入れない金額で入札に参加して、そこまで調べて厳しくその部分まで入れた業者がそれをプラスした金額で入札したら、よく見なかった業者が勝つのではないですか。その分を見れていない業者が勝つでしょう、入札行為だったら。ちゃんとした人が負けるんですよ。ちゃんとしていなかった人が勝つんですよ、金額が少ないわけですから、そこで入札行為するわけですから。そういうふうなことにつながらないですか。後から追加すればいいんだからということ単純に物事を考えるとすると。

私は入札行為というのはもっと厳しくやるべきだと思うし、その入札した自分の金額には責任を持つべきだし、そのための調査をして、そのためのきちとした数字を責任持って入札すると。入札に参加するというのはそういう意味だと思うんですが、こういうふうな後から追加、後から追加というのはどうもちょっと町が業者からなめられているんじゃないかという言い方もちょっとおかしいかもしれないけれども、どうせ追加すればいいんだという感覚がもしあったとしたら、私は恐ろしいことだと思うんですが、その辺しっかりしてほしいと思うんですが、もちろん別に反対するわけではないです。この件に関しては賛成しますけれども、今後も踏まえて、入札行為、請負ということに対しては、しっかりしたものであってほしいということを申し上げて終わります。

**○漆山光春議長** 以上で4番佐藤修二議員の質疑

を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第75号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

明日、あさって、9月6日、7日は、議案調査のため休会となります。

9月8日は午前9時までご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午前11時02分 散会